

ハイデラバード日本人会 基本ルール

第1条 名称

本会はハイデラバード日本人会と呼称する。英文名は JAPANESE ASSOCIATION OF HYDERABADとする。

第2条 目的

本会の目的は次のとおり

- (1) 会員相互の親睦。
- (2) 日印親善関係に対する寄与。
- (3) ハイデラバード来訪邦人に対する便宜供与。

第3条 会員資格

本会の会員はハイデラバード市およびその近郊に在住する日本人がその資格を有する。会員の帯同子女は子供会員とする。なお本会への加入は任意であり強制されるものではない。

会員を配偶者とする外国人は会友とし、会員と同等の扱いとする。但し総会での議決権は無く、会長、事務局には選任されない。

第4条 役員

本会の運営にあたり、会長、事務局を置く。

第5条 役員の仕事

会長は本会を代表し、本会の健全なる発展に努め、かつ運営面における全責任を負う。事務局は会長が在籍する会社にて担当するものとし、会長不在の場合はその代理を務めるものとする。

第6条 会長の選出および任期

会長は総会において投票により出席会員の過半数の賛成をもって選出されるものとする。その任期は1月1日から同年12月31日までの1年とする。但し再任は妨げない。会長がその任期中に交代する場合は総会を開き次期会長を選出する。その任期は前会長の残留期間とする。

第7条 総会

- 1) 年次総会は毎年11月に開催し活動報告を行うとともに次期会長の選出、その他必要事項の審議を行う。
- 2) 決議は必要な事項が発生した際はその必要性に応じて臨時総会を開催し審議を行う。
- 3) 総会での審議事項は出席者の過半数の賛成をもって決議されるものとする。

第8条 議決権

総会における議決権は会員(子供会員は除く)1名につき1票を与えるものとする。

第9条 会費

会費はこれを徴収せず、必要に応じ都度徴収するものとする。

第10条 個人情報の取り扱い

会員の個人情報の取り扱いについては、別途定める個人情報取り扱いガイドラインを遵守する。

以上

個人情報の取り扱いガイドライン

ハイデラバード日本人会会員としての期間中に入会意思確認書に記載された個人情報について下記の通り取り扱います。

1. 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別出来るものとします。

2. 個人情報の利用範囲

- ① 当会の名簿作成
- ② 当会の活動、サービス提供などに関連する全ての活動
- ③ 問合せや苦情への対応
- ④ 意見、感想の収集
- ⑤ 調査、アンケート、インタビューの実施
- ⑥ 当会による活動や各種イベントの周知、最新情報の更新
- ⑦ ニュースレターやその他の発行物の配信
- ⑧ 適用される法や規則への順守

3. 個人情報の開示、提供、譲渡

- ① 会員名簿は正会員、会友のみ開示対象とし子供会員の情報は原則として開示しません。
- ② 会員名簿は会員にのみ開示します。但し次の場合は除きます
 - ・ 申込人本人の同意があった場合
 - ・ 災害、事故等緊急時における安否確認等に必要な場合
 - ・ 日本大使館、領事館、インド当局などの公的機関からの正当な理由に基づく要請があった場合